

広島県告示第八百三十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十一年九月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
ひので薬局病院前店	尾道市古浜町六一二五	育成医療・更生医療	平成二二年七月一日
ひので薬局尾道店	尾道市古浜町七一六九	育成医療・更生医療	平成二二年七月一日
ゆうひが丘薬局	江田島市沖見町岡大王五一九一一	育成医療・更生医療	平成二二年八月一日
アイワ薬局廿日市平良	廿日市市上平良三五八一	育成医療・更生医療	平成二二年八月一日
訪問看護ステーションかもめ	三原市城町三丁目五一六	育成医療・更生医療	平成二二年八月一日